

特に重要なお知らせ【契約情報】

商品名:無配当団体医療保険(先進医療特約・がん特約・入院一時金特約・通院一時金特約)

ここには、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認・ご注意いただきたい事項【契約情報】を記載しております。内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

1.この保険は、ポケットカード株式会社を保険契約者、朝日生命を引受保険会社として運営する無配当団体医療保険(先進医療特約・がん特約・入院一時金特約・通院一時金特約)です。

2.お申し込みいただけの方は、ポケットカード株式会社のカード会員ご本人で、かつ、20歳以上69歳以下の方です。ただし、カードをご解約された場合やカードのご利用状況によっては、ご加入いただけない場合があります。

3.保障の内容は、次のとおりです。死亡、手術等の保障はありません。各特約の記載内容は、ご加入された保険に付加されている特約のみが適用されます^{注1}。

	給付金等の種類	お支払事由	注意事項
無配当団体医療保険(主契約)	入院給付金 ^{注2}	病気やけがで1日以上入院のとき (自帰り入院[0日1日]を含む)	1回の入院 ^{注3} につき 60日限度で、 通算では1,000日限度
無配当団体医療保険用入院一時金特約	入院一時金 ^{注2}	主契約の入院給付金が支払われる入院を開始したとき	1回の入院 ^{注3} につき 1回、通算では30回限度
無配当団体医療保険用通院一時金特約	通院一時金 ^{注2}	主契約の入院給付金が支払われる入院をし、その入院の原因となつた傷病の治療を目的とする通院を開始したとき	1回の通院期間 ^{注4} につき 1回、通算では30回限度 ^{注5} ^{注6}
無配当団体医療保険用先進医療特約	先進医療給付金 ^{注2}	先進医療 ^{注7} による療養を受けたとき (歯科、口腔外科、矯正歯科、小児歯科は除く)	技術料と同額を保障 1回の療養につき500万円限度で、 通算では2,000万円限度
	先進医療見舞金	先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	支払われる金額は、先進医療給付金の10%
無配当団体医療保険用がん特約	がん入院給付金	がんで1日以上入院のとき	1回の入院 ^{注3} につき 60日限度で、 通算では1,000日限度
	がん診断給付金	がんと診断確定されたとき	1年に1回限度の複数回支払 ^{注8}

4.給付金等の受取人は被保険者ご本人となります。ただし、無配当団体医療保険用代理請求特約により、被保険者に請求意思能力がないとき、または病名告知を受けていないとき等に、所定の代理請求人が被保険者(受取人)にかわって給付金等を請求することができます。

5.朝日生命がご加入を承認した場合、朝日生命は所定の「加入日」(責任開始の日)からご契約上の責任を負います。加入日はお申し込みいただく時期により異なりますので、お電話でご説明します^{注9}。また、保険期間は毎年6月1日から翌年の5月末日までの1年間^{注9}で、特段のお申し出がなければ毎年の更新日(6月1日)に自動更新となり、満79歳まで更新できます(満80歳で迎える更新日の更新はできません)。

なお、お電話で加入勧説させていただく担当者(コールセンター担当者)には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

告知に関する重要事項

11.現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といいます。ご加入のお申し込みにあたって、朝日生命がお尋ねすることについて、ありのままを正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

12.告知をお受けできる権利(告知受領権)は、朝日生命が有しております。コールセンター担当者には告知をお受けできる権利はありません。

13.傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引き受けすることができますので、ありのままを正確にもれなく告知してください。なお、その内容によってはお引き受けできないこともあります。

14.故意または重大な過失によって事実を告知されなかつたり、事実と違うことを告知された場合「告知義務違反」としてご契約が解除されることがあります。給付金等が支払われない場合があります。また、既に払い込まれた保険料については、返金されません。

ご契約にあたっての重要事項

15.この保険のご加入のお申し込みにはクーリング・オフの適用はございませんが、加入申込後一定の期間お申し込みをお取り下さりいただける期間を設けております。詳しくは「ご加入内容確認書」をご確認願います。

16.現在ご契約中の保険契約を解約・減額されることを前提にお申し込みされる場合は、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となることや、告知内容によってはご加入できないことがある等、不利益となる可能性があることにご注意ください。

17.次のような場合には、給付金等をお支払いできないことがあります。

・免责事由(被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当したとき)

　　保険契約者、被保険者、受取人の故意の場合

　　戦争その他の変乱の場合、等

・加入日前の疾病や不慮の事故

・告知義務違反

　　被保険者から告知していただいた内容が事実と相違し、その被保険者の部分が解除された場合

・詐欺による取り消し・不法取得目的による無効

　　保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその被保険者の部分が取り消しとされた場合、または、保険契約者または被保険者に給付金等の不法取得目的がある、保険契約の全部またはその被保険者の部分が無効とされた場合

6.がん特約の責任開始の日は、この特約の加入日から加入日を含めて3か月を経過した日の翌日となります。また、がん特約の責任開始の日より前にがんと診断確定されていた場合(被保険者がその事実を知らない場合も含みます)には、がん特約は無効となり、がん入院給付金、がん診断給付金はお支払いません。

7.保険料は毎年の更新日現在の被保険者の満年齢および性別に基づき算出し、5歳刻みの年齢ごとに変更^{注9} ^{注10}となります。更新時には更新後の保険料率が適用され、今後変動することがあります。また、代理請求特約の保険料は不要です。なお、がん特約の保険料はこの特約への加入後4月目からお支払いいただきますので、加入月から3か月間の不担保期間中は保険料をお支払いいただく必要はありません。保険料のお支払方法等についてはこのホームページの「月払保険料表」と「保険料のお支払方法」をご確認ください。

8.朝日生命の無配当団体医療保険および先進医療特約の加入は同一被保険者について1件限りとなります。既に無配当団体医療保険に加入した場合、この保険にはご加入いただけません。また、既に先進医療特約に加入した場合、先進医療特約を付加してこの保険にお申し込みできません。

9.この保険には配当金はありません。

10.脱退をお申出いただいた場合は、お申し出をいただいた月の末日で脱退となります。また、カードをご解約された場合や、カードのご利用状況によりカードが無効となった場合は、脱退となります。なお、脱退による返戻金はありません。

注1)この保険や各特約のお支払事由や内容についての詳細は、ご加入承諾後にお送りする「被保険者のしおり」をご確認ください。

注2)加入日(責任開始の日)以後の傷害または疾病を直接の原因とするものが対象です。

注3)入院給付金(がん入院給付金を含む、以下同)¹¹の支払対象となる入院を2回以上し、それぞれの入院の原因となった傷害または疾病(がん入院給付金の場合の原因となつたがん)が同一か医学上密接な関係がある場合は、1回の入院とみなし、入院給付金・入院一時金をお支払いします。ただし、退院の翌日から180日を超えて開始した入院は新たな入院とみなし、入院給付金・入院一時金をお支払いします。

注4)通院期間とは、主契約の入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日以後180日の期間をいいます。

注5)主契約の入院給付金が支払われる入院日に通院一時金の支払事由に該当する通院をしたときは、その入院日の通院に対する通院一時金は支払いません。

注6)次の場合、1回の通院をしたものとみなします。

①同一の日に2回以上の通院をしたとき
②2つ以上の事由の治療を目的とする1回の通院をしたとき

注7)お支払対象となる先進医療は、療養を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの(厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院・診療所にて行われるものに限る)をいいます。

注8)がん診断給付金は、最終のがん診断給付金のお支払事由に該当した日から、その日を含めて1年内に新たにがんの診断確定を受けた場合にはお支払いしません。

注9)加入日(責任開始の日)、保険期間および保険料変更時期についての詳細は、ご加入承諾後にお送りする「ご加入内容確認書」をご確認ください。

注10)最初に保険料が変更となる時期は必ずしも加入日から5年後とはなりません。ご加入時の満年齢によっては1年未満で変更となることがあります。最短では次回更新日(加入日以後、最初に迎える6月1日)に変更となる場合があります。

重大事由解除

保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が給付金等を詐取する目的で事故招致をした場合や、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、重大事由に該当し、保険契約の全部またはその被保険者の部分が解除された場合

・がん特約の無効 ※前述「6」をご参照ください。

18.給付金等のご請求手続きは、直接朝日生命におこなっていただけます。給付金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についてもすみやかに朝日生命へお申し出ください。

・お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、ご加入承諾後にお送りする「被保険者のしおり」にも記載しておりますので併せてご確認ください。

・お支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、複数の保険金・給付金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに、朝日生命へお申し出ください。

19.この保険に関する指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAX)は受け付けておりません)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス <https://www.seijo.or.jp/>)なお、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

20.保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険業法等法令に定める手続きを経た上で、ご加入にあたってお約束した給付金額等が削減されることがあります。朝日生命は生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、その場合でもご加入時の給付金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保護機構までお問い合わせ下さい。

【生命保険契約者保護機構】 Tel 03-3286-2820

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

21.お申し込み・お問い合わせは下記の窓口へご連絡ください。

・ポケットカード保険デスク 0120-982-876

受付時間12:00~21:00(木曜日、年末年始等を除く)